令和８年度運営協議会資料	議題４

健康生活支援課業務（感染症・生活衛生）における保健所の取組について

健康生活支援課

健康生活支援課では、地域の感染症対策として結核や麻しん、腸管出血性大腸菌感染症等の患者を探知した際には、積極的疫学調査や接触者調査等を実施し感染拡大防止に努めている。また、生活衛生業務として飲食店等食品営業許可施設や理・美容所、クリーニング所、ホテル・旅館、公衆浴場や温泉の利用者等が安全で衛生的に利用できるようにするための営業施設指導、また動物愛護管理法に基づいた動物の適正な飼い方に関する助言や動物取扱業者への指導等を行っている。

１　感染症対策

髄膜炎菌性肺炎患者が複数発生した高齢者入所施設における対応事例

（１）背景

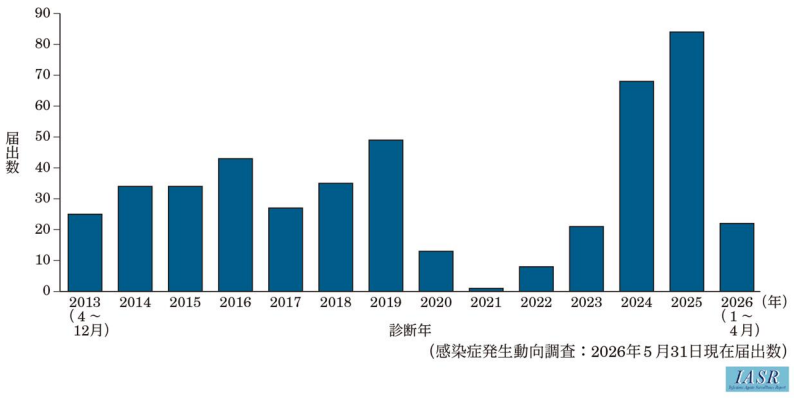
侵襲性髄膜炎菌感染症とは、髄膜炎菌による侵襲性感染症として、髄膜炎菌が髄液又は血液などの無菌部位から検出される感染症であり、潜伏期間は 2～10 日（平均 4 日）で、発症は突発的である。

髄膜炎例では、頭痛、発熱、髄膜刺激症状の他、痙攣、意識障害等を示す。敗血症例では発熱、悪寒、虚脱を呈し、重症化を来すと紫斑の出現、ショック並びに DIC（播種性血管内凝固症候群）に進展することがある。

世界各地で散発性又は流行性に発生し、特に共同生活をしている例ではアウトブレイクに注意が必要である（厚生労働省 HP から抜粋）。

国内の侵襲性髄膜炎菌感染症の届出数（図 1）は、2013 年から 2019 年までは年間 20～40 例程度であった。新型コロナウイルス感染症が 5 類移行後に増加に転じており、2025 年の報告数は過去最多の 86 例（国立感染症研究所細菌第一部による報告から）となった感染症法で、５類感染症の全数把握疾患に位置付けられている。

図1. 侵襲性髄膜炎菌感染症診断年別届出数, 2013年４月～2026年４月（n＝464）



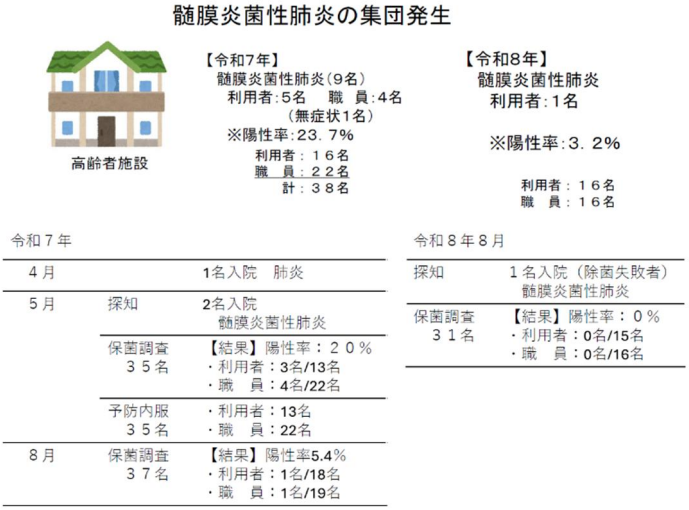
（感染症発生動向調査：2026年５月31日現在届出数）

IASR

（２）管内事例

「侵襲性髄膜炎菌感染症」の場合、感染症法の麻しんと同レベルの全数把握疾患の５類感染症となり保健所が介在して感染拡大防止策をとる。

管内事例は、患者鼻咽頭等無菌部位からの検出ではなく、感染症法の届出疾患ではないものの、昨年複数名発生した施設で、本年も単発発生があり、関係機関との連携・協力により迅速に感染拡大防止措置ができた事例である。



【経緯】

令和７年５月、医療機関からの情報により髄膜炎菌性肺炎患者を探知した。患者は高齢者入所施設の入所者で、聞き取り調査により９名の有症状者【入院患者２名＋呼吸器症状７名（入所者３名＋職員４名)】がいることがわかった。そこで当該施設、施設かかりつけ医並びに管内感染症指定医療機関、千葉県衛生研究所及び国立感染症研究所と連携・協力して、保菌調査及び予防投与を実施した。

まず、当該施設入所者及び全職員を対象とした鼻咽頭ぬぐい等を採取し、保菌調査を実施したところ、入所者３名及び職員４名から髄膜炎菌が検出された。「侵襲性髄膜炎菌感染症発生時対応ガイドライン〔第２版〕」に基づき、当初シプロフロキサシンの予防投与を行ったが、薬剤感受性検査の結果、シプロフロキサシン耐性であることが判明したため、さらに感受性が確認されているリファンピシンの予防投与を実施した。その後、最終発症者の確認から 20 日間新たな発症者が無かったことから終息と判断した。なお、終息後保菌調査を実施したところ、初回時に陽性であった者のうちの２名の鼻咽頭拭い液から髄膜炎菌が検出された。

今年８月、同施設の入所者が肺炎により入院し、当該患者が、昨年の終息後保菌調査で髄膜炎菌が検出された入所者であることが判明した。施設内での当該菌の感染の広がりが懸念されたため、昨年に引き続き保菌調査を実施したところ、他の入所者・職員に保菌者がいないことを確認した。また、当該入所者はその後軽快した。

【まとめ】

髄膜炎菌を原因とする肺炎は非侵襲性であり、届出対象では無いため探知が難しい。本事例では、感染症指定医療機関により多種の菌検査を実施できたことから同定され、感染症専門医による情報提供で探知することができたが、一般的な医療機関での検査実施、発見は難しいと感じた。また、対応については法的な根拠が乏しいため、今後、地域へリスクの周知と保健所への相談体制の強化が必要と思われる。

髄膜炎菌は重症化、集団発生の原因菌となりうることから、今後も医療機関等と連携し、早期発見、感染拡大防止に努めたい。

２　生活衛生対策

海匝管内における住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の標識掲示について

【概要】

近年急増する訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズへの対応や、少子高齢化社会を背景に増加している空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、いわゆる民泊に対する期待が高まり、平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が成立した（民泊制度ポータルサイトより）。国はこれまで民泊ガイドライン（住宅宿泊事業法施行要領）により、「住宅宿泊事業に対して、事業の実施そのものを制限するような過度な制限を課すべきではない」との考え方を示していたが、一方で、観光客を受け入れる地域によっては、住宅地の静穏な住居環境のため、その制限が求められている。そのため、令和 8 年 7 月 15 日付け観光庁通知により技術的助言として、定住人口や地域コミュニティーの維持が困難になるおそれがある場合に、届出住宅に係るゼロ日規制や ICT を用いた管理を条例による義務付けが可能であるとの通知が発出された。

今般、県内一部の市町村において、民泊届出住宅の大半が、法に基づく標識を掲示していなかったことが判明した。そこで本年 9 月 7 日付け千葉県衛生指導課通知による、住宅宿泊事業法第 13 条で規定される事業者の標識掲示について、保健所による調査を行ったので、その状況について共有する。

【調査概要】

海匝管内民泊届出住宅に対して、標識が掲示されているか現地確認を行った。なお、標識の掲示が

調査項目		調査方法
(1)	適正な標識掲示の有無	・現地確認
(2)	適切な標識掲示が確認できなかった事業者への指導	・電話連絡やメール等 ・現地確認の際に事業者に直接指導
(3)	改善状況の確認	・現地確認 ・事業者からの写真等の送付による確認

確認できなかった事業者へは、電話連絡による指導の他、在宅されていた場合には直接指導を行った。また、改善状況の確認は現地確認で対応した。

【標識の掲示義務】

○ 根拠法令：住宅宿泊事業法

（標識の掲示）

第十三条　住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令・厚生労働省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

第四号様式



家主居住型　（ホストが同居し、管理業務を委託しない）

＜主な記載内容＞
届出番号、届出年月日

第五号様式



家主不在型　（自社管理）　（オーナーの近隣住居など一定の条件下で、自ら管理を行う）

＜主な記載内容＞
届出番号、届出年月日、住宅宿泊事業者の緊急連絡先

第六号様式



委託型
（住居宿泊管理業者に管理を委託する、または管理業者自ら運営する

＜主な記載内容＞
届出番号、届出年月日、住宅宿泊管理業者の名称・登録番号・緊急連絡先

【調査結果】

令和８年１０月８日現在、管内の住宅宿泊事業者の届出は３０件あり、表示を確認できた施設は１５施設であった。

①届出数

管内届出施設	銚子市	旭市	匝瑳市
	12	10	8
法人	4	3	4
個人	8	7	4
うち居住型数	5	2	4

②結果

管内届出施設	銚子市	旭市	匝瑳市
	12	10	8
掲示有り	8	4	3
掲示無し	4	6	5

【まとめ】

今回、騒音等、宿泊者によるトラブル発生時の連絡先が分かるように、その連絡先の表示の調査を実施した。国内でも民泊施設数が多く、住民とのトラブルが絶えず条例での規制を検討している自治体がある中で、海匝管内では、これまで民泊施設をめぐる住民とのトラブルは確認されていない。しかし、海匝管内では半数の施設で標識の未掲示が確認されたことから、順次、改善指導を行っている。